

※名張市保育利用調整基準

基準表1

番号	形態	区分	内容	点数
1	居宅外労働	居宅外就労 居宅外自営	①月150時間以上働いており、それに見合う収入があること	95
			②月120時間以上150時間未満働いており、それに見合う収入があること	80
			③月100時間以上月120時間未満働いており、それに見合う収入があること	70
			④月80時間以上月100時間未満働いており、それに見合う収入があること	60
			⑤月60時間以上80時間未満働いており、それに見合う収入があること	50
			⑥月48時間以上60時間未満働いており、それに見合う収入があること	40
2	居宅内労働	居宅内自営 農業	①月150時間以上働いており、それに見合う収入があること	90
			②月120時間以上150時間未満働いており、それに見合う収入があること	75
			③月100時間以上月120時間未満働いており、それに見合う収入があること	65
			④月80時間以上月100時間未満働いており、それに見合う収入があること	55
			⑤月60時間以上80時間未満働いており、それに見合う収入があること	45
			⑥月48時間以上60時間未満働いており、それに見合う収入があること	30
		内職 (0～2歳児は対象外)	①月80時間以上働いており、それに見合う収入があること	50
			②月60時間以上80時間未満働いており、それに見合う収入があること	40
			③月48時間以上60時間未満働いており、それに見合う収入があること	25
3	妊娠・出産	出産前後	出産予定日前4か月から出産以後6か月までの期間	90
4	疾病・負傷 (診断書がある場合に限る。)	入院	入院期間及びその前後1か月以内	95
		居宅内療養 通院	①常時臥床の状態であること又は精神性疾患、感染症疾患若しくは難病	95
			②医師の診断により家庭保育が困難と認められる場合	80
			③週3回以上の通院による治療が必要である場合	30
5	心身障害	重度	①身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A	95
		中度	②身体障害者手帳3級若しくは4級、精神障害者保健福祉手帳2級又は療育手帳B	75
		軽度	③上記以外の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級	50
6	介護・看護	病院(施設)への付添い	同居の親族(長期間入院等している親族を含む)について、介護若しくは看護又は病院(施設)への送迎が必要である	居宅外労働に準ずる
		居宅内介護 看護	重度の障害があり、又は要介護認定4若しくは5である同居の親族について、介護又は看護をする必要があること	95
			中度の障害があり、又は要介護認定2若しくは3である同居の親族について、介護又は看護をする必要があること	70
			上記以外の程度の障害等がある同居の親族について、介護又は看護をする必要があること	30
7	災害復旧		火災等により家屋が損傷し、その復旧のため保育ができない場合(罹災証明がある場合)	80
8	継続的に求職(起業準備を含む)を行っており、必要な書類を提出した場合		就労先未定者(期限付き)	20
9	就学 技能習得	学校教育法に定める学校等において学び、又は公共職業能力開発施設等において職業訓練を受けるため、通学していること。(在学又は職業訓練の期間における保育所等の利用に限る。)	1週間に40時間以上	95
			1週間に32時間以上40時間未満	80
			1週間に20時間以上32時間未満	70
10	ひとり親家庭		緊急に就労が必要なとき又は就労中のとき。	95
			上記以外で就労が必要なとき。	80
11	生活保護世帯		就労による自立支援につながる場合等において、保育が必要なとき。	80
12	社会的養護		虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要と認められた場合	判定会議にて決定
13	その他		特に必要と認めたとき。	判定会議にて決定

※時間は実就労時間・学習時間とする(休憩・通勤・通学・残業時間を除く) ※4-①の精神性疾患は5-①に準じます。

- ★保護者それぞれについて、上記の基準を満たすことが必要です。(保護者のいずれかが基準を満たしていない場合は保育の利用はできません。)
- ★原則4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居者のうち児童からみて祖父母・曾祖父母について、保育が不可能であることの証明が必要です。
- ★労働とは・・・収入を得ることを目的として行うものとします。
- ★見合う収入とは・・・就労証明書等に記載された就労日数・時間数及び給与単位から計算される金額と同等額の収入を得るものをいいます。見合う収入に満たない場合は、最低賃金を用いて算出した就労日数等により基準点を判断します。
- ★基準を満たさない場合・・・3歳以上は1号認定となります。3歳未満は認定できません。
- ★必要書類の不備・・・期限内に利用調整に必要な書類が提出されない場合は、一番低い調整点になります。

基準表2(調整点) ※複数の項目に該当する場合は、そのうちの点数の高い方及び減点の大きい方を採用します。

記号	調整事項	点数
ア	ひとり親で同居家族がいない場合	10
イ	ひとり親で同居家族がいるが、保育することができない場合	5
ウ	配偶者と離婚調停中であること	1
エ	生活保護受給者で保育を必要と認められ、就労が内定している場合	1
オ	きょうだいで別々の保育施設等※1を利用し、同じ保育施設等になるように転所申込みをしている場合	10
カ	きょうだいが既に保育施設等※1を利用し、当該保育施設等の利用を希望している場合	6
キ	同居の祖父母等が65歳未満で保育不可の旨を証明できないとき	-5
ク	申込み締め切り時点において、保育料・副食費の滞納が3か月以上となっている世帯	-20
ケ	自営業における専従者	3
コ	雇用主が保護者の配偶者又は3親等内の親族であり、保護者が扶養控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となっている場合	-5
サ	保育施設等の利用希望児童が障害を有する場合	5
シ	保育施設等の利用希望児童以外に障害を有する児童を監護している保護者である場合	2
ス	児童相談所等関係機関の意見に基づき判定会議において保育の利用が望ましいと認められる世帯	10
セ	育休の為利用解除になった児童が以前在籍していた保育施設等に再度申し込む場合(該当児童のきょうだいについて、当該保育施設等に申し込む場合を除く)	5
ソ	保育施設等の利用希望児童が多胎児の場合	5
タ	特定地域型保育事業を利用して、その保育期間満了に伴い転所を希望する場合(従業員枠での利用児童を除く)	5
チ	育児休業取得者で前年度途中からの利用を希望したが、利用できずやむを得ず育児休業を延長した場合	3
ツ	交通手段がないなどの特別な事情があると判定会議で認められた場合	5
テ	保護者が市内の保育施設等に保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労または内定している場合であって、1日の就労時間が6時間から8時間までの場合	8
ト	保護者が市内の保育施設等に保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労または内定している場合であって、1日の就労時間が6時間未満の場合	5

※1 認定こども園1号児も含む

基準表3(選考順位)

項目	選考順位		A(高い)	B(低い)
	1	きょうだいが既に当該保育施設等を利用している、又は利用が内定している場合(※1)	利用している	利用していない
	2	就労日数又は時間	多い	少ない
	3	利用開始希望日が早い者	早い	遅い
	4	住所地が当該保育施設等と同じ小学校区にある者(住所地に保育施設等がないものは中学校区)	ある	ない
	5	基準点の高い者	高い	低い
	6	特定地域型保育事業による保育を受けていた児童	受けている	受けていない
	7	保護者が市内の保育施設等に就労又は内定をしている場合	あり	なし
	8	提出書類が受付期間内に全て揃っている	揃っている	揃っていない

・優先順位については、基準表1・基準表2で算出した総合点により決定し、同点の場合基準表3の選考順位により決定します。ただし、上記を考慮してもなお同点の場合は、判定会議にて決定します。

・申込み書類の記載内容と事実が異なる場合(証明書類の偽造・変造含む。)には、保育の利用が取消しとなる場合があります。

